

特集：新しい権利 動物共生権

弁護士 島 昭宏（東京弁護士会）

1 人と動物の関係

動物への関心が高まっている。

様々なタイプの動物保護・愛護団体が次々に生まれ、多くの自治体が犬猫殺処分ゼロを実現した。動物を飼うなら、ペット・ショップへ行く前に譲渡会へ、という選択肢が浸透しつつある。ふるさと納税をみると、動物関連のプロジェクトは目標額を早々に達成している。

他方、人の居住空間にイノシシ、鹿、熊などの野生動物が出現する事例が増え、農作物を食い荒らし、森林の下層植生を食べ尽くすことで土壌流出、斜面崩壊、生態系破壊等を引き起こしたり、さらには人を襲うという事件も発生している。野生動物と人間が接触する機会が増えることによる感染症の拡大も懸念されている。

このように、人と動物とはある分野では良好な関係を深めつつ、ある分野では未知の深刻な問題に直面しているといえよう。

そこで浮上するのが「人と動物の共生」というキーワードである。

2 保護法益

動物を対象とする法律は数多く存在するが、よく知られているものとしては、動物愛護法、狂犬病予防法、鳥獣保護法、種の保存法など、少し範囲を広げて生物多様性基本法あたりまで含めてもいいだろう。

その中でも一般国民と最も関係の深い法律が「人と動物の共生する社会の実現」を目的に掲げる動物愛護法である（以下「動愛法」という）。

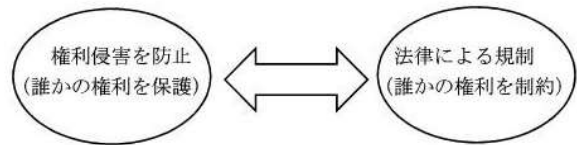
動愛法の対象は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物に分類され、全体としては人と関わりのあるすべての飼養動物が含まれる。

動物取扱業者等に対する様々な規制を定め、動物虐待関連犯罪において懲役を含む罰則を規定している。2019年の改正では、8週齢規制や飼養施設等の数値規制が導入され、動物殺傷罪では懲役2年以下から5年以下に引き上げられるなど、規制強化および厳罰化が大きく進んだ。

しかし、現在、登録制となっているブリーダーやペット・ショップなどの第一種動物取扱業者については、許可制の導入が求められる等、さらなる規制を求める声は小さくない。登録の取消しといった仕組みが現実には機能していないからである。実験動物に関しては1つしかない条文の改正も見送られる等、手付かずのまま大きな

課題として残された。

ところで、このような強い規制や罰則はどんな法益を守るために許容されるのだろうか。その法益とは、いうまでもなく動物の生命、身体等ではあり得ず、人間の権利ないし利益に関連付けなければならない。



この点について、一橋大学の青木人志教授は、『日本の動物法』（東京大学出版会）の中で、公然性を要件とせず、また自身が所有する動物を虐待しても成立する動物虐待関連犯罪を例に挙げて、「動物を行為の直接の客体として、動物への殺傷行為や虐待行為や遺棄行為を処罰するものではあるが、その保護法益は動物そのものではない」としたうえで、これらの犯罪の保護法益を考えるにあたっては、動物愛護法の目的規定である第1条を参照すべきとして、『「動物を愛護する気風という良俗」（動物愛護の良俗）に求めるのが妥当だろう」と述べている。

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

動物愛護においても、健全な風俗とか、よい慣習というような意味である「良俗」を維持することが、人にとっての利益だと考えるわけである。

この考え方を否定するものではないが、さらに一步進めて、人と動物が共生する社会に生きることそれ自体を人の権利と考えることはできないだろうか（仮にこれを「動物共生権」と呼ぶことにする）。動愛法の目的も、結局のところ、「人と動物の共生する社会の実現を図るこ

と」である。動物との関わりを避けることのできない人間にとって、動物の命を尊重し、良好な関係を築き上げることは、人にとってもより豊かな社会を創っていくうえで、避けることのできない重要な課題というべきである。

例えば、最終的には人に食されることになる産業動物についても、カモやガチョウの肝臓を肥大させて得るフォアグラは、その生産方法があまりに悲惨だということで、すでに10か国以上において販売が禁止されており、ニューヨークでも2022年からの提供禁止が市議会の条例で可決され話題になった。2020年開催予定だった東京オリンピックについても、海外のアスリートたちから食事で使用する卵や肉など畜産物の「アニマルウェルフェア基準」が低レベルすぎるとの抗議声明が発表された。

このように‘食’についても、かつてないほど動物の扱いに対する関心が高まっているのである。「美しさのために動物を犠牲にしたくない」という消費者による動物実験反対運動が盛んなEUでは、2013年に化粧品のための動物実験が例外なく完全禁止となっている。

人と動物の共生する社会で生きることを求める人々、言い換えれば、そのような生活自体がもはや自分自身にとっての利益だと考える人が増えつつあるといえるのではないか。動物との共生社会で暮らすことは、もはや国民一人ひとりにとっての権利だと考えることは、もはや突飛な発想などではない。憲法13条および25条から導かれるとされる環境権に類似し、あるいは人格権に包摂される権利として、議論を深めようというのが本稿のテーマである。

3 人と動物の共生する社会

新しい人権が導き出される要件について、例えば憲法学者の戸波江二は、「権利の性質からして特定の人権と把握できるか、権利が社会的に承認されるかという2点が考えられる」という。そして、「社会的承認としては、当該権利を憲法上の人権と評価するだけの社会的必要性が客観的に認められ、かつ、国民の間で一般的に権利性を肯定する社会意識が存在すること」が必要と説明する（「幸福追求権の構造」公法研究 第58号）。社会的に承認されているかどうかは、社会的必要性と社会意識の存在を検討することによって決することになる。そこで、これらの要件を意識しつつ、以下、動物共生権の可能性について論じてみたい。

まず、特定の人権として把握するためには、人と動物の共生する社会がどんな社会なのかを考える必要がある。動物については、動愛法の対象となる家庭動物、動物園動物、実験動物、畜産動物（前述の分類を分かりやすく修正）、これに加え野生動物という5つの分野に分けて検討することが有益と考える。

これらのうち動愛法の対象動物、つまり人と関わりのある動物について考えるヒントは、イギリスの畜産動物福祉協議会（FAWC）によって1980年代半ばから90年代

前半にかけて整理され、動物福祉（Animal Welfare）について定式化されたいわゆる「5つの自由」（The Five Freedoms）に求めることができそうである。

- ① 十分な健康と活力を維持するための新鮮な水と食餌の提供による「**飢えと渇きからの自由**」
- ② 風雨からの退避施設や快適な休息場所を含む適切な環境の提供による「**不快からの自由**」
- ③ 予防や迅速な診断と処置による「**苦痛、傷害、疾病からの自由**」
- ④ 十分な空間と適切な施設で同一種の仲間とともに過ごすことによる「**正常な行動を表現する自由**」
- ⑤ 心理的な苦痛を回避する条件と取扱い方を確保することによる「**恐怖と苦悩からの自由**」

これらの福祉原則は、今ではイギリスの「2006年動物福祉法」にも、畜産動物に限らず人間以外の脊椎動物全体について妥当する基本的ルールとして取り込まれている。日本の動愛法においても、2012年改正で第2条の基本原則に2項が追加されたことで、「恐怖と苦悩からの自由」を除く4つの自由の趣旨が明記されたといわれており、もはや世界的に承認された原則と言っていい。

第二条（基本原則）

1項 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に扱うようにしなければならない。

2項 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

したがって、理念的にいえば、この「5つの自由」が動物との共生を判断するための重要な指標となると考えていいたい。それを前提として、各分野の動物との具体的な共生の在り方の議論を深めていくことができれば、動物共生権の実現へ近づいていくものと思われる。

4 社会的必要性

社会的承認を肯定するための要件のうち、動物に関する社会意識の存在については、これまで述べてきた通り、特にこの10～20年の間に劇的な変化が見られ、この傾向は今後も強まっていくことは確実である。そこで、ここでは社会的必要性について考えてみたい。

(1) 議論の必要性

冒頭述べた通り、昨今、動物への関心が急速に高まると同時に、動物との関係から発生する社会問題も深刻化

しつつある。これらのことから、人と動物の共生する社会の在り方についての議論を深める必要性はかつてなく高まっているといっていいただろう。

しかし、動物に関する議論は一般的に感情的な対立を生みやすく、生産的なものとはなりにくいという傾向がある。愛護団体vsペット業界、動物実験反対団体vs研究者等専門家といった対立の構図を見ても明らかであろう。野生動物の分野に至っては、直接被害を受ける地域の人たちと、動物の殺処分に関心や戸惑いを感じて非難の声を上げる人々との溝が極めて深いというだけではなく、現地を視察する学者ら専門家の意見も総じて聞き入れられることは難しいといわれている。

このような状況における議論を少しでも実りあるものにするためには、法的観点からの検討が有益である。営業の自由、学問の自由、表現の自由、さらには平穏生活権や生存権といった重大な人権との関係で、それらを制約するための法的根拠について真正面から考察することによってこそ、説得力のある議論へと繋がっていくのではないだろうか。

(2) 法的措置の可能性

現在、動物に関する深刻な問題が発覚しても、虐待や

殺傷行為があった場合に刑事告発をすることが唯一採り得る法的措置である。動物取扱業者に対する規制がいくら強化されても、その違反が認められた場合にできることといえば、行政に事実上の通告や要請を行うことぐらいであって、例えば措置命令であったり、登録の取消しを求めて法的アクションを起こすということは不可能である。

そこで、動物共生権が認められれば、規制強化や厳罰化の根拠となるだけではなく、例えば劣悪な環境で飼育されている動物の存在を知った人が、自己の動物共生権が侵害されたとして、飼育環境の改善を求めることも理論的にはあり得るだろう。同様に、必要最小限を超えるような動物実験を減らすよう求める訴訟を提起することも可能になるかもしれない。

法技術的にはいくつもの困難なハードルがあり、また今はまだ極めて未熟な単なる思いつきのようなものであるとしても、このような議論を始めることが、少なくとも人と動物の共生する社会の実現に寄与することになると考えている。